

住まいの耐震、大丈夫ですか？

申・問 建築課(4階) ☎561-2378、☎561-2486

もしもに備えて、気軽にご相談ください。

■木造住宅の耐震診断・耐震改修(予算の範囲内)

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

無料耐震診断

2階建て(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣

無料耐震補強概算費用算出

耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり

耐震改修補助金

耐震診断の結果、大地震時に倒壊する可能性が高いと診断された住宅の耐震改修工事をする場合に、その費用の一部を補助
※工事着手前に協議・申請要
※来年3月中旬までに、工事完了が必要

■震災時の避難経路を確保(予算の範囲内)



危険木造建築物解体費補助金

狭あい道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助
※工事着手前に協議・申請要
※来年3月中旬までに、工事完了が必要

ブロック塀等改修促進補助金(道路に面するもの)

地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)
※工事着手前に協議・申請要
※9月30日までに、工事完了が必要

市では、個別訪問や電話での勧誘は一切していません。ご注意ください



ハイ! 消費生活相談員です 266



消費生活センター(1階) ☎561-2353 相談時間 9:00~16:30

いつまで経っても解約ができない「定期購入」に気をつけて!



【事例1】商品注文から30日間であれば、使用後でも定期コースの解約ができるとのネット広告を見て注文。効果が感じられず解約の連絡をしたところ、電話を何度かけてもつながらずに30日間が過ぎて、2回目の商品が届いてしまった。
【事例2】100円お試しの商品を注文し、2回目の発送メールが届いたので解約メールを送った。返信がないので電話で問い合わせたが、なかなかつながらず、やっとつながったから解約申出期間ではないので受け付けられないと言われた。(40代)

【アドバイス】通信販売では、返品や解約は事業者があらかじめ、定められた規約に基づくので、一度契約すると返品や解約に応じてもらえないこともあります。(通信販売にはクーリングオフが適用されません) また、事業者が返品や解約に応じる場合でも、解約の申し出が電話に限られている場合、日時を変えながら、根気よくつながるまで連絡を続けることが大切です。 購入後のトラブルを避けるには、大きく表示された文言や価格だけで購入を判断せず、広告や注文画面の隅々まで見て、慎重に契約内容全般を確認することが大切です。 不安や疑問、不審に思ったら消費生活センターへ。



差別のない明るいまちに

問 人権センター(大路二) ☎563-1177、☎563-7070

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

増加する外国人労働者数
厚生労働省の発表では、昨年10月末時点の外国人労働者数は146万人を超え、過去最高を記録しました。今年4月に「出入国管理法」が改正され、今後さらに増加すると考えられています。市内の求人票を見ると、製造業の他、コンビニエンスストアや飲食店の求人には、「外国人・留学生歓迎」という一文が入っているものを見かけます。

不安定な就労状況
出入国管理法改正の議論に伴い、外国人労働者の労働条件の問題や、技能実習生や留學生のアルバイトの実態などが話題になりました。外国人労働者の就労状況をみると、派遣・請負の就労形態が多く、雇用が不安定な状態、社会保険に未加入など、労働管理上の問題もありません。日本で働くということは、本人や家族が私たちとともに地域社会の一員として生活していくことになり

共生できる社会を築くために
今年3月に引退会見を行った元メジャーリーガーのイチローさんが、孤独感を感じながらプレーをしていたことが問われたときに「アメリカに来て外国人になつたこと。人の心を慮ったり、痛みが分かったり、今までにない自分が現れた」と答えています。日本で生活していると、自分が外国人であると考える機会はありません。だからこそ、「もし自分が外国人だったら」と想像し、意識して行動することで、気付きが生まれます。 私たち一人一人が、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切ではないでしょうか。

人権擁護委員ってこんな人



人権イメージキャラクター 人KENまもる君(左) 人KENあゆみちゃん

問 人権政策課(6階) ☎561-2335、☎561-2488 人権センター(大路二)相談専用電話 ☎563-1660 大津地方務局 人権擁護課(大津市) ☎522-4673、☎522-5317

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の市町村で人権擁護活動を行う人たちです。人権擁護委員制度は、今年で創設71周年を迎え、全国で約1万4千人、市では13人が啓発活動や講演会、研修会の開催のほか、いじめや人権侵害などの相談を受けています。

原則月曜日に、人権センターで特設人権相談を行っています。人権に関する悩みごとがあれば、ご相談ください。

■人権擁護委員の主な活動

- 地域の皆さんからの相談を受け、問題解決のお手伝いをします。
- 法務局や関係機関と協力して、人権侵害による被害者を救済するための活動を行います。
- 一人一人の人権意識を高めるさまざまな啓発活動を行います。

相談は無料です。 秘密は厳守します。 電話相談もできます。

